

東京女子大学における新型コロナウイルス感染症の感染者情報等の公表基準について

2021年5月10日

本学関係者（学生、教職員、その他本学施設利用者）の新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合は、厚生労働省「[一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針](#)」に準じ、以下の基準により、本学公式サイト等で情報公表を行います。

公表の目的

本学では、感染者及び関係者の人権並びに個人情報の保護に十分な配慮をした上で、以下の目的に鑑みて感染拡大防止の観点から注意喚起に資する項目のみを公表いたします。

- ・ 感染症の拡大防止
- ・ 大学関係者及び近隣住民の安全の確保並びに不安の軽減
- ・ 感染者及び関係者に関する誤った情報の拡散防止

公表基準

次のいずれかに該当する場合は、速やかに本学公式サイトで公表します。

1. 感染者が入構したことが確認され、学内での行動履歴が正確に把握できない場合
2. 感染者が入構したことが確認され、教育研究活動、課外活動及び入構等を制限しなければならぬ事態が生じた場合
3. 学内施設においてクラスターが発生した場合

なお、感染者が入構した場合においても、感染者の学内での行動履歴及び濃厚接触者が特定できている場合には、公表は差し控えます。

本学では、学生・教職員の安全を第一に、本学の感染拡大防止ガイドラインを策定し、様々な感染防止対策を講じてまいりました。引き続きキャンパス内での教育・研究活動を安全に行うことができるよう、感染防止に取り組んでまいります。本学における感染対策並びに感染者及び関係者の個人情報保護にご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上